

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第52回）・
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関する
ワーキンググループ（第9回）合同会合
議事概要

1. 日時：2026（令和8）年5月25日（月）15:01～16:39

2. 場所：Web会議による開催

3. 出席者：

（1）委員：

※印はユニバ政策委のみの構成員。☆印はワーキンググループ（WG）のみの構成員。無印は両会合兼任

大谷和子《ユニバ政策委》主査（株式会社日本総合研究所執行役員）

高橋賢《ユニバ政策委》主査代理（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

関口博正《WG》主査（神奈川大学経営学部教授）☆、

相田仁《WG》主査代理（東京大学特命教授）☆、

岡田羊祐委員（成城大学社会イノベーション学部教授）※、

藤井威生委員（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）、

鎌田裕美専門委員（一橋大学大学院経営管理研究科教授）※、

砂田薫専門委員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員）、

長田三紀専門委員（情報通信消費者ネットワーク）、

三友仁志構成員（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）☆

（2）オブザーバー

NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、ソフトバンク株式会社

（3）事務局（総務省）

吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、

岸洋佑事業政策課調査官、平松寛代基盤整備促進課長、

森田悠介基盤整備促進課企画官、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、

望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【事務局】

事務局でございます。定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の進行は大谷主査にお願いしたいと存じます。大谷主査、よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、ただいまから第52回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第9回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ合同会合を開催いたします。

まずは事務局から配付資料の御確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。議事次第、資料及び参考資料を構成員の皆様には事前に送付しております。参考資料は、前回会合におけるヒアリングに関連して構成員の皆様から頂戴した追加質問とそれに対する発表者の御回答を書面にまとめたものでございます。適宜御参照いただけますと幸いです。

また、傍聴されている方には、資料を掲載しております総務省ウェブサイトを御案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、議事に進みたいと存じます。

本日の議題ですが、モバイル網固定電話に係る制度整備及び最終保障提供責務の発生要

件と履行手続に係る検討の方向性となっております。

本日の議題につきましては、事務局からまず御説明をいただきまして、その後に意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは事務局からの御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の事業政策課、岸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、本日御議論いただきます内容についての御説明を申し上げます。大きく3つについて、今回、事務局の案をお示しして、御議論いただきたいと思っています。

まず1ページ、これは一次答申の概要でございますが、ここの中では、左上の赤枠囲み、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化についての御議論、それから右上の部分ですけれども、役務提供の拒否事由ということで、法律上「正当な理由」とか「特にやむを得ない理由」という文言がございます。こちらにつきまして、ガイドライン等で明確化を図ること。併せて、近隣電気通信事業者の協力義務の内容等について、ガイドライン等で明確化を図ること。こちらの継続検討課題についても今回御議論いただきます。

2ページ目、今年の2月にお出ししたアジェンダペーパーとの関係で申し上げますと、赤枠囲みのうち（１）役務提供確認手続の確立に向けた検討、こちらについても本日御議論いただきたいと思います。（２）は先ほど申し上げたものの重複となります。

以上が本日の全体像でありまして、まず1つ目のテーマ、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化についてでございます。

4ページ目を御覧いただければと思います。ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話の技術基準につきまして、これまでこのユニバーサル政策委員会とは別のＩＰネットワーク設備委員会において検討が進められてまいりました。その状況について、この委員会に御報告をするものでございます。薄い点線枠囲みの中に、技術基準に関する主な取りまとめの内容が書かれてございます。

まず①責任分界点でございます。事業者と利用者の責任分界点についてですが、既に提供されているモバイル網を活用した固定電話の実態を踏まえ、責任分界点が事業者の基地局とターミナルアダプターの間にあるという整理をいただいております。

それから②品質の規定ぶりについては、ユニバーサルサービスの要件であります低廉性、

利用可能性を踏まえまして、柔軟性を持たせることが好ましいと考えられるとの取りまとめをいただいております。詳細は次のページで御説明いたします。

続きまして③緊急通報機能について、短期と中長期に分けて御提言をいただいております。まず短期的には、ユニバーサルサービスとしての低廉性や利用可能性も考慮し、現行サービスの仕様での早期のサービス提供を可能とすることとする。それから中長期的には、コスト面・制度面等の課題や技術動向も踏まえつつ、より精度の高い位置情報やその他に提供すべき情報についての検討を進め、事業者においても実装に向けた継続的な検討を進める。その中で、住所情報、通報者が使用する０ＡＢＪ番号及び氏名の通知についても、モバイル網を活用した固定電話の普及段階に確実に実現するよう検討する。

中長期的な検討に当たっては、携帯電話による緊急通報が大半を占める状況に鑑み、モバイル網を活用した固定電話のみに検討のスコップを限定せず議論することが適当との取りまとめをいただいております。

最後、④損壊・故障対策等の設備規律につきましては、現行どおり、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ規律がかかることとする方向が適当とされてございます。

加えまして、情報通信審議会の電気通信番号政策委員会におきましても、電気通信番号制度の観点から御検討を進めていただいております。ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話については、低廉性及び利用可能性を担保し、その効率的な提供を確保するため、提供エリア拡大のために新たに多大な費用を要すると見込まれる「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置」を要件とせず、番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないようにするための技術的措置を講ずること等を要件とすることが適当との内容が取りまとめられた。

以上が検討の経過でございます。

ここから以降は、ユニバーサルサービス政策委員会として御議論いただく基礎となる、事務局としての受け止め、評価の案ということになります。

これらの検討結果につきましては、各社の創意工夫によって既に提供されている「モバイル網を活用した固定電話サービス」が、従来のメタル固定電話並みのサービス水準ではなくとも国民に受け入れられている現状を踏まえた上で、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話について、「不可欠性、低廉性、利用可能性」に最大限配慮しつつ、最低限の品質を確保しようとするものと考えられると評価してはどうかと考えてございます。

また、緊急通報機能についても、モバイル網固定電話の普及段階に確実に実現するよう継続的に検討する方針が示されております。

以上の内容は、本委員会が一次答申で示した「技術基準検討に当たっての基本的考え方」、下記に抜粋してございます、こちらの考え方に沿うものであると認められることから、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含めまして、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化を早期に実現できるよう、総務省において必要な制度整備に着手することとしてはどうかと考えてございますが、この点について本日御議論いただきたいと思います。

５ページ目、総務省において、制度整備を図るとすれば、このようなイメージを持っているという資料をお示ししてございます。左側に「ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話サービス」、こういうサービスであると定義をする、こういうイメージを左側の枠囲みで書いてございます。

まず、設備の外形を捉える捉え方として、①インターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備を用いる音声伝送役務であって、つまり、固定の設備と携帯設備両方を用いる音声伝送役務というイメージで書いてございます。であって、当該携帯電話用設備である端末系伝送路設備の一端を特定の場所に設置される利用者の電気通信設備、ターミナルアダプター以降の端末を想定しています、これに接続して提供するものと定義をする。

それから、ユニバーサルサービスとしての要件として、②基本料金の額が加入電話を超えない。現在ユニバーサルサービスになってございます光回線電話あるいはワイヤレス固定電話にも同様の要件が課されておまして、モバイル網固定電話についても同様の要件を課することとする方向で考えております。

それから③、役務の内容として、通常の音声伝送役務と緊急通報の双方を提供するものであること。

この３つの要件を規定するイメージで今考えてございます。

この要件に該当するサービスを提供する事業者には、このような規律がかかるというのが真ん中の枠囲みのイメージでございます。「ユニバーサルサービスとしての規律」ということになります。

まず１つ目の矢羽でございますが、今申し上げた定義に該当する役務を提供する事業者は、ユニバーサルサービスとして、契約約款の届出義務、それから正当な理由なく拒否できないという提供義務、それから休廃止の周知・届出義務を負うことになります。

それから、先ほど申し上げた定義に該当する役務を提供する事業者は、その役務に用い

る設備について、技術基準の適合維持義務を負うということで、先ほど御紹介した技術基準の考え方をルールとして適用されることになります。

1つ目、責任分界点については、ターミナルアダプターを端末設備として扱い、責任分界点が基地局とターミナルアダプターの間にあるものと整理するという事。

それから品質について、遅延とPOLQAという指標を総合品質の指標とし、POLQA3.1以上かつ遅延400ミリ秒未満（ともに95%値）を原則としつつ、POLQA3.6以上を満たす場合、遅延を500ミリ秒未満（ともに95%値）まで許容するという柔軟性を持たせた形での技術基準を設けることを、今、想定してございます。

損壊・故障対策などの設備規律につきましては、固定電話網や携帯電話網といった各区分間の設備ごとにそれぞれ既存の規律がかかることとするというイメージです。

緊急通報機能については、短期的には、現行サービスの仕様、すなわち、音声伝送携帯電話番号による緊急通報やGPS・基地局の位置情報の通知で、ユニバーサルサービスとしての早期の提供を可能とすることにしたいと考えております。

それから加えまして、基本機能のファクシミリにつきまして、他の固定電話サービスと同様、ファクシミリによる正常な送受信が行えることも要件として課す方向で考えてございます。

続きましては、3つ目の矢羽でございまして、さきの、左の定義に該当するサービスにつきまして、「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置」の要件は課さないという関係にしたいと思っています。括弧の中ですけれども、番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないようにするための技術的措置等を講ずることを求めていくという規律にしたいと思っています。

左の定義に当てはまるサービスとして今念頭に置いてございまして、右側の「該当すると見込まれるサービス」ということで、今、NTTドコモさん、KDDIさん、ソフトバンクさんがそれぞれ提供されておられますモバイル網を活用した固定電話サービスがユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話サービスに該当すると見込んでおりまして、この規律の適用を受けるサービスということになりますけれども、現状把握している限りにおきまして、各社さんとも、現状のサービスをそのまま提供することによってユニバーサルサービスとしての規律を満たすという想定で、今、制度整備の検討に進められれば良いなと考えているところでございます。

加えまして、下半分、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合の規律の整備のイメージで

ございます。

NTT東西には、特殊会社として、なるべく自己の設備でサービスを提供することが求められてございますが、自己設置要件の例外として、NTT東西が以下の方針を定めているときは、ワイヤレス固定電話と同様の範囲でモバイル網固定電話のための携帯電話事業者の設備の使用を認めるという規律にしたいと思っております。

こちらにつきましては、昨年12月の段階で、メタル固定電話の移行の円滑化に関する委員会のほうでこういった方向性をお示しいただきまして、このユニバーサルサービス政策委員会でも、モバイル網固定電話も含めて、そういう提供範囲でいくことが適当だということを確認をしていただいております。それをそのまま制度整備の形にしたいと考えてございます。

方針を細かく書いていますけれども、光提供区域以外の区域での提供が基本であるということ、それから光提供区域においては、以下の場合に限り例外として提供するということ。3つ例外の条件を書いていますが、光電話を勧奨した上で、利用者がモバイル網固定電話を希望したとき。あるいは、建物の状況等により光電話の提供が著しく不経済または技術的に著しく困難なとき。それから、災害等により応急的に提供するとき。このような場合には、光提供区域であっても、例外的にモバイル網固定電話の提供をNTT東西に認めると。こういう規律のイメージを想定しております。

併せまして、これもワイヤレス固定電話と同様の規律でございますが、設備調達に当たって、適正性を確保するための具体的措置等も確認するという規律にしたいと考えてございます。

6 ページ目は、各社さんが現在提供されておられますモバイル網を活用した固定電話サービスの事例を掲げてございます。

以上がモバイル網固定電話に関する事務局の説明です。

次に、2 つ目のテーマでございます役務提供確認手続についてでございます。

8 ページ目を御覧いただければと思います。一次答申では、事業者間での会合の検討を進めることが適当だとおまとめいただいております。その後、今年の2月から今月にかけて4回ほど事業者間の会合を重ねてきていただいております。その検討経過の御報告になります。

「最終保障提供責務に係る役務提供確認に関する事業者間会合」におきましては、利用者の申込みの都度、事業者間で提供可否の確認を行うのではなく、この後御説明さしあげ

ますとおり、各事業者の提供エリア情報を格納した「役務提供確認データベース」を構築・活用した確認方法を用いることによって、最終保障事業者・区域内事業者双方の制度運用に係る負担の軽減を図るとともに、速やかな提供可否判定の実現による利用者利便の向上を図る方向で検討が進められているところでございます。

8 ページ目の下半分の図を御覧いただきながら、もう少し詳しく御説明さしあげたいと思います。一番左上に利用者さんがおられまして、①サービス提供の求め、ここにブロードバンドを提供してほしいという求めを最終保障事業者にするというイメージです。

最終保障事業者は、②検索とございます。最終保障事業者が自ら、この場所ではできないねということでまず考えれば、データベースを検索しにいくということになります。

このデータベースがどういう働きをするかということを中心には中心に御説明したいと思いますが、クリーム色の吹き出しがございまして、エリアごとの世帯カバー率に基づいてマル・バツを判定するデータベース、このようなものの整備をするという方向で今検討を進めておられます。

エリアの単位としては町字ごとでございまして、右上に凡例と書いてございまして、世帯カバー率10%超の町字であれば、その事業者はマル、10%以下であればバツという方向で今検討が進められています。

この元データをどのようにするのかということにつきましては、右側の「定期更新・登録」というところに書いてございまして、毎年度8月末に区域内事業者が総務省へ報告する回線規模等報告という報告がございまして、こちらを活用する形でまずは登録をしたいと思っていまして、ここも極力、事業者の負担を軽減するための工夫をする方向で今検討してございます。

マル・バツの結果、例えば町字Cの欄とか町字Dの欄を御覧いただきますと、最終保障事業者は提供不可の状態なんです、事業者Bないし事業者Cがマルだという判定結果が出ますと、その提供可能事業者と連絡先を利用者さんにお返しすると。これが役務提供確認の、確認を始めて、回答があって、結果を返す、この一連のフローをこのデータベースを使って速やかに実現すると。こういう方向で検討が進められております。

なお、この結果、例えば町字Eのように全員バツでしたということになると、一番下の矢印になりまして、最終保障事業者が責務として役務を提供しますよということを利用者さんにお伝えするということになります。

この役務提供確認データベースと、あとは事業者間で連絡をするための事業者間連携ツ

ール、この2つの仕組みを役務提供確認の枠組みの中では事業者間でつくっていいかわからないかと、今、こういう方向で議論が行われております。

フローで9ページ目を先に御説明したいと思います。データベースを参照した結果、最終保障事業者以外の区域内事業者が誰かマルだった場合というのを、パターン1とパターン2でそれぞれお示ししています。

まずパターン1の場合に沿って御説明しますけれども、先ほどと同じとおり、最初は利用者から最終保障事業者へのサービス提供の求め、これがスタートラインです。最終保障提供事業者は、自社の提供可否を確認して、提供できないねとなれば、先ほどのデータベースを参照する。これをこのフローの上では一次判定と呼んでございます。

その結果、A社とB社がマルだということになりますと、その下のフローの提供可能事業者の情報提供というところに進みます。ここで、先ほどは利用者さんにA社さん、B社さんの情報をお返ししますよと、左側に伸びていく矢印のみを概略として御説明いたしましたが、加えて、事業者間でもA社さん、B社さんの情報をここの利用者さんにお返ししたということを、事業者間連携ツールを用いて共有するというのが今検討されています。

ここから先は、サービス提供の実態を踏まえまして、A社さん、B社さんがそれぞれ利用者さんとやり取りをして、本当に提供できるのか、引き込めるのかといったような個別具体的な検討をしていただくというフローを想定しておりまして、こちらをこのフロー上、二次判定と呼んでございます。

この二次判定の結果でパターン1とパターン2にフローとしては分かれてきておりまして、誰かが提供できそうだということでありますと、この設例だとB社さんが利用者さんに対してブロードバンドサービスを提供できそうだとすると、これは利用者さんとB社さんとの個別の契約の話ということに流れていくことになります。

一方、パターン2のような場合で、A社さんもB社さんも個別具体の利用者さんとのやり取りでやはり難しそうだということが分かりましたならば、最終保障提供事業者にも、私も無理でしたと。個別具体的に調べたら無理でしたと通知をいたします。そうすると、三次判定というところに最終保障事業者さんは進むと。これによって、利用者と最終保障事業者、これは責務として契約をして開通につながるということになります。

これに対する事務局の受け止めの案というのが、8ページに戻りまして、2つ目の矢羽となります。今申し上げたような検討内容を踏まえまして、こちら、事業者の負担軽減を最大限追求する、つまり、個別の問合せ・回答という仕組みではなく、データベースを参

照するという仕組みになっているということ。それによって確認時間の短縮が図られている。これにより利用者利便の向上も図ろうとするものであると考えられるというのが、総体としての受け止めとしてはどうかと考えてございます。

したがって、基本的には妥当なものとして、この方向に沿って引き続き、総務省及び事業者において制度整備や運用の詳細の検討を進めることとしてはどうかというのが事務局の投げかけでございますが、こちらにつきましても本日御議論いただきたいと思います。

総務省の制度整備の方向性につきまして、10ページ目、11ページ目で御説明申し上げます。役務提供確認手続を適正かつ円滑に履行する、こういうことを制度上確保することが大事だと、制度を持つ総務省としては考えております。したがって、総務省において、以下の内容を規定する方向で制度整備を検討してはどうかと考えてございます。

まず、1)でございます。先ほど申し上げた役務提供確認の手続について、リードタイムを設けることを想定しています。法律上、「速やかに」と全ての行為について書かれておりまして、これを総務省令でどのようにブレイクダウンするかということが求められております。

現在の検討内容を踏まえまして、それぞれ、①ですが、最終保障事業者は、サービス提供の求めがあった場合には、特段の事情がある場合を除き、1営業日以内に区域内事業者への確認を開始しなければならない。

②区域内事業者は、最終保障事業者から確認を受けたときは、特段の事情がある場合を除き、3営業日以内に最終保障事業者に対して役務提供をするかどうかの回答をしなければならない。

③最終保障事業者は、提供する区域内事業者がいる場合は、特段の事情がある場合を除き、回答から1営業日以内に、利用者に通知しなければならない。

(2)でございます、全ての区域内事業者から提供しないとの回答を受けたときは、特段の事情がある場合を除き、1営業日以内に、利用者に対して、最終保障提供責務の履行の可否を通知しなければならない。

このように書くことによりまして、現在検討されておりますフロー、本日説明した以外の部分も含めていろいろなパターンが検討されているわけでございますが、全てこのリードタイムに収まるような形での運用が実現可能だと見込んでおります。法律上の「速やかに」という趣旨の範囲内にも、全ての流れが5営業日に収まるということは、「速やかに」という趣旨に外れるものではないと思ってございますので、こちらの方向で制度整備が進

められればと考えてございます。

それから2)でございます。最終保障事業者、現在だと3者になることが見込まれますけれども、それに加えて、区域内事業者さんは三百数十社いらっしゃる見込みでございます。この全ての事業者さんが共通のやり方に乗っていただかないと、適正かつ円滑な履行の確保が怪しくなってくると。例えば最終保障事業者さんは、区域内事業者さんによってやり方が違うとなると、例えば300となると300通りのやり方に対応しなきゃいけないのかと。これは恐らく制度の趣旨からしても、円滑な履行としてはあまりよろしくないだろうという価値判断に立っておりまして、そのため、役務提供確認を適正かつ円滑に行うため、下記の事項を取り決めなければならないということで、業界の標準をつくっていただけるような仕組みにしたいと考えてございます。

この取決めの内容として、制度が求めるものは大きく3点想定してございます。

まず1つ目、上のリードタイムを定めるところに従って、共通の方法によって手続を行うということ。

それから、各事業者の情報、それから利用者の情報を取り扱うことが想定されますので、関係法令を遵守し適正に取り扱うことをしっかり求めたいと思っています。

それから、事業者間の確認の枠組みではあるものの、利用者の負担軽減を図るため、利用者に適時に適切な情報を提供することその他利用者利益の確保のための措置を講じるということも、取組の内容として必要的に求めてまいりたいと考えてございます。

3)は、この仕組みがうまくいかなかった場合のインフォースメントのための手段でございます。最終保障事業者、それから区域内事業者は互いに、相手方が上記のルールに違反したと認められる相当の理由があるときは、速やかに、総務大臣にその旨を報告しなければならないというルールを敷くことによって、報告を受けた総務大臣は、事業法に基づく一般監督権限に基づきまして、報告徴求・行政指導その他必要な措置を講じ得る形で、この制度の趣旨を達成してまいりたいと考えてございます。

続きまして、11ページ目、役務提供確認データベース、これは全ての役務提供確認で利用されることになる仕組みでございます。この業務と費用に係る制度面について、先行して整理をしたいと思っております。

1つ目の矢羽、役務提供確認データベースの構築・運用の業務につきまして、これもこれまでの事業者間会合におきまして御議論されてまいりました。法令で定める役務提供確認及び確認に対する回答の義務を効率的に履行するためのものであり、最終保障事業者及

び区域内事業者双方にとって利益となるものであるという性質を踏まえまして、当該業務とその費用の扱いについての整理が図られることが適当ではないかとの事務局の問題意識が示されてきておりました。参加した事業者からは特段の異論は示されなかったものと承知してございます。

こうした経過を踏まえまして、役務提供確認データベースの構築・運用の業務の性質について、事業者間での検討の結果、上記のとおり整理されたものとして総務省として受け止めまして、制度面の整理を図ることとしてはどうかと考えております。

整理の内容でございます。黒の点線囲みの中でございます。役務提供確認データベースの構築・運用は、最終保障提供責務に係る制度を円滑に運用するためのものであり、「最終保障提供責務に対応するユニバーサルサービス」を含めました「交付金の交付」の円滑な遂行に資するものだというふうに考えられると考えております。

それから、役務提供確認データベースは、全ての最終保障事業者及び区域内事業者が利用することを想定して、その負担を軽減することを目的として構築・運用するものであることから、ユニバーサルサービスを提供する全ての事業者の利益にかなうものだと考えられるかと思います。

したがって、役務提供確認データベースの構築・運用の業務は、その性質上、ユニバーサルサービスの提供の確保に寄与することを目的とする基礎的電気通信役務支援機関による「交付金の交付」に附随する業務として制度上位置づけることが適当ではないかと考えております。

もっとも、附随業務としての性質上、その規模は相当程度以下であることが求められる。具体的には、基本業務でございます「交付金の交付」の規模を凌駕するに至るようなものは附随業務に当たらないと考えられるため、基礎的電気通信役務支援機関が役務提供確認データベースの構築・運用の業務を行うに当たっても、役務提供確認や最終保障提供責務が生じる見通し等を踏まえた必要かつ合理的な範囲とすることが求められるというふうに整理を図りたいと考えているところでございます。

こちらの整理の案につきましても御議論いただければありがたいと思っております。

少しお時間をいただいておりますが、最後のパーツ、ガイドラインに関係する御説明でございます。

13ページ目を御覧いただければと思います。ガイドラインの骨子でございます。制度運用の基本的考え方として、今般の制度の変更に伴うユニバーサルサービス制度の考え方は

こうであるという総務省の基本的考え方をお示しした上で、それに立脚する形で、各論、各条文の解釈、運用の指針を定めていくという構成にしたいと考えてございます。

基本的考え方のところを御覧いただければと思います。最終保障提供責務の導入は、ユニバーサルサービスの確保について、もっぱらNTT東西に任せる構造からの転換を図りまして、NTT東西を含む複数の電気通信事業者が連携することによって、サービスを希望する全ての人々に、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスをなるべく効率的に提供しようとするもの、こういう制度変更を意味するものだと考えてございます。

そのため、本ガイドラインは、ユニバーサルサービスを提供する全ての電気通信事業者に対する指針、これらの方々に対しまして、各電気通信事業者の企業努力や最終保障電気通信事業者との協力関係の構築によるユニバーサルサービスの提供範囲を最大化し、交付金制度との両輪による「ユニバーサルサービス制度の最適解」を実現することを旨とした指針を示すものというふうにコンセプトとしてはうたいたいと考えてございます。

各論につきましては、それぞれ各論のページで今回御説明さしあげたいと思います。

14ページ目を御覧いただければと思います。こちらはユニバーサルサービスの「提供の求め」という法律上の文言につきましての解釈指針であります。前回の意見表明の場でKDDIさんから、地方公共団体が基盤を整備してほしい、こういった求めも「提供の求め」に当たるのではないか、解釈を明確化してほしいというようないくエラストを頂戴しまして、それを受けて今回記載してございます。

まず1ポツ目は、原理原則論ですが、典型的には、個々のエンドユーザーからの「固定電話・ブロードバンドを提供してほしい」との申込みが想定されるところでございますが、地方公共団体から、地元住民に対して固定電話・ブロードバンドの役務を提供してほしいとの申込みがあったときも、個々の地元住民からの役務提供の求めが具体化している場合は、最終保障提供責務につながり得る「提供の求め」に該当すると考えてはどうかと思います。この場合は、最終保障電気通信事業者は、個々の地域住民が役務提供を求める「提供場所」において、固定電話・ブロードバンドを提供する区域内電気通信事業者がいるかどうかの確認を行うという形で制度の手続が進んでいく、このような理解であります。

15ページ目、これはユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者一般に係る提供義務に関する解釈でございます。今、第二十五条という条文を上に掲げてございます。現在の条文は「正当な理由がなければ拒んではない」でございますが、最終保障提供責務が導入されるタイミングで条文が書き変わりがして、「経営上の理由又はその他の正当な

理由」ということで、「正当な理由」の中から「経営上の理由」が1つ特出しされるという構成に変わります。

こういう制度変更の趣旨も踏まえまして、もともと「正当な理由」という解釈がされていたもののうち、「経営上の理由」について、特に詳細にどのようなものが「経営上の理由」に当たる・当たらないというのをなるべく具体的にガイドラインとしてお示しすることを図りたいと考えております。

「経営上の理由」でございます。1つ目のポツ、典型的なところ、これは法文上も特出しされておりますけれども、自らの業務区域内の追加的な需要に応じようとする、当該需要に応えるための提供コストに見合う収益が見込めないことが、典型的なものとして考えられると思います。

一方、各電気通信事業者の企業努力によるユニバーサルサービスの提供範囲を最大化するとの制度運用の基本的考え方を踏まえますと、追加的な需要に応じるための合理的な対応を行った上でなお、提供コストに見合う収益が見込めるときは、正常な企業努力の範囲内にあるものとして、原則として「経営上の理由」には当たらない、すなわち提供義務を負うというふうに整理したいと思っています。

では、その合理的な対応とは何ぞやということにつきまして、一次答申でも具体例を幾つかまとめていただいておりますが、例えば①提供場所における光ファイバの敷設や引込みが可能かどうかについて調査を行うということ、②利用者側の端末の設置場所を工夫する、レピータを設置する等により通信環境の改善を図るということ、それから③工事等の人員不足が見込まれる場合は体制や工期を調整する等が考えられるところでございます。このような調査・検討を尽くさないまま提供しないと判断することは、合理的な対応を行ったと言えず、そのような場合には「経営上の理由」には当たらない、提供義務は引き続き負うということに整理したいと思っています。

イの「その他の正当な理由」でございます。これまで「正当な理由」の範疇で解釈されてきた3つの事由について書いてございます。1つ目は、「天災、地変、事故等により、役務提供が不能の場合」、それから「料金滞納者に対する場合」、3つ目、「その申込みを承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合」、このような場合には、こういった原因が解消されるまでの間は「正当な理由」ということで提供を拒むことができると、改めて解釈を明確化したいと考えてございます。

16ページ目です。ここから、近隣電気通信事業者による必要な協力に関する制度の解釈、

運用指針に入ってまいります。

まず、条文上、「近隣電気通信事業者」というのはどこまでの電気通信事業者が協力する義務を負うのかということについて、いま一度明らかにしたいということでございまして、1つ目のボツです。「近隣電気通信事業者」とは、最終保障電気通信役務の提供場所、手が挙げた場所が所在する市区町村のほか、最終保障電気通信事業者がその役務の提供のために設備等の設置が必要と認める市区町村、つまり、間を幾つか経由してルートが引けるような場合には、その間にいる市区町村を業務区域の範囲に含む電気通信事業者さんは、最終保障事業者から求めがあれば、協力をしていただくという解釈で、実質的に最終保障をなるべく円滑に実現できるようにということやってまいりたいと思っています。

それから「必要な協力」、これも文言としては特に定義がないわけですが、こちらについては一次答申でも3つほど具体例がありまして、必要に応じて随時アップデートしていくことが適当だというお取りまとめをいただいております。現時点におきましては、一次答申で示されました3つの類型、すなわち、光ファイバ等の貸出し、それからコロケーションの提供、線路敷設基盤の貸出し、これが引き続き念頭にあるということで、今後も様々、技術動向の変化なども踏まえまして、協力形態としてあり得るものは積極的に書いていくことによって、皆様方の、近隣電気通信事業者にとってもこういうことはできるのかというメニューになるべく分かりやすく提示するよう心がけていきたいと思っています。

それから、近隣電気通信事業者が協議に応じることを拒否できる「正当な理由」、こちらでも法律上出てまいります。赤字の部分ですけれども、これにつきましても、一次答申では、接続の応諾義務を拒否できる「正当な理由」というのが解釈としてございます。基本的にはそれと同様のものとするのが適当だという答申をいただいておりますので、その内容を敷衍する形で①から③を整理してございます。

①は、近隣電気通信事業者の役務の円滑な提供に支障を生じるおそれがあるとき。典型的には、空きがないといったような場合です。②近隣電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。③協力に関し最終保障電気通信事業者が負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。このような形で整理をしたいと考えてございます。

なお、最後の注釈でございまして。事業者間における「協力」につきましても、ある程度、業界としての標準的な対応フローがもし検討・確立されるのであれば、それをしっかりとガイドラインという形に昇華させたほうが、円滑な提供という制度趣旨に沿うものと考え

てございます。今後の事業者間での検討を見守る必要がございますが、検討状況に応じまして、その結果をガイドラインに反映することも想定しているところでございます。

17ページ目でございます。協力義務に関しては、やはり対価の話につきまして、一つ制度的に用意しておかなきゃいけないところがございます。

まず1つ目、これは原理原則論です。協力の対価を含みます「協定等の細目」、どのような場所で、どのように協力をするのか、それで幾らなのか、こういった細目については、個別具体的な状況に応じた最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との協議に委ねることが基本でありまして、それで交渉が成立すれば、それが最もその場面においては合理的な解決方策になるという価値判断でございます。

その上で、どうしても協力の対価について当事者間の協議が調わないときは、総務大臣が裁定をするという仕組みが制度上措置されてございます。裁定をするときの基準でございますけれども、ほかの類似の制度を参照いたしまして、コンセプトとしては、「適正な原価」に「適正な利潤」を加えることを対価の額を基準とするといった裁定方針を整理してまいりたいと考えてございます。

もう少し具体的に方向性を見だしておりまして、3ポツ目です。近隣電気通信事業者による協力についての紛争処理、協議が調わない場合の紛争処理につきまして、既存の制度枠組みが適用できないものについては、主として、電気通信設備については基本的に接続ルールが今でもございますので、そちらの制度枠組みを適用することが恐らく多くなってくるだろうと思います。それ以外の設備の貸出しというのが、こちらのこれから新たに作る紛争処理のところに乗ってくることが想定されます。

これを踏まえまして、新たに整備する裁定制度における「適正な原価」等の算定に当たっては、既存の電柱・管路等に関するガイドライン、こちらについては設備使用料の算定方式が書かれています、それを参照いたしまして、協力のに係る設備の減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額とすることを原則とする方向で、協力に関する裁定制度も整理してまいりたいと思っております。

加えて、手続面として、裁定に当たっては、「適正な原価」等の算定のため、協定等の締結に至ったケースでの実績値など、算定根拠となるようなデータの提供を各事業者に対して求めることとするというルールを整備してまいりたいと考えてございます。

18ページ目が、参照した類似の制度でございます。大きく電気通信事業界限ですと、電柱・管路の使用に係る設備使用料、それから参考と書いている接続制度、この2つ。コン

セプトは、いずれも紫が「適正な原価」で、水色が「適正な利潤」というふうに対応するものでありまして、それぞれ個別の具体に応じたルールが整備されておりますが、先ほど申し上げたとおり、電気通信設備以外の設備が基本的に新しい裁定制度の場面では乗ってくるだろうと想定されるので、どちらかという電柱・管路ガイドラインのほうの考え方をベースにして検討していきたいという説明でございます。

最後、19ページ目でございます。こちらは、最終保障電気通信事業者が責務を負って履行する場合でも役務提供を拒否できる「特にやむを得ない理由」と法律上書かれてございます、こちらについてでございます。

あのところですけれども、サービスを希望する全ての人々にユニバーサルサービスを提供するという最終保障提供責務の制度趣旨を踏まえまして、法律上の「提供場所の特殊性その他の事情」を、最終保障電気通信事業者の努力のみではどうにもならない地理的条件等の客観的な状況に限定する、この枠組みは一次答申でも御提言いただいておりますが、この枠の中でなるべく具体的に書くことによって、予見可能性を持たせていきたいと考えてございます。

①と②というところで、今、具体的に書かれていますが、①地形・建物の特殊性等により提供が不能である場合。中に書いています、切り立った崖の上とか、建物の構造上の問題とか、あるいは所有権者の承諾が得られない、このような場合がこれに該当するものと考えてございます。

それから、②工事施工者の安全確保が図れない場所への提供の求めがあった場合にも、特に「やむを得ない理由」があるというふうに整理を図れるかなと考えてございます。

主立ったところは以上でございます。ちょっと長く説明してしまいましたが、最大17時までお時間あるかと思いますので、皆様方の御議論をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、皆様との意見交換に進んでまいりたいと思います。御意見のある方は、右下のチャット欄をお使いいただきまして、全員宛てのメッセージとして御連絡いただければと思います。

全体で3つのパーツ、セクションに分かれていますので、まずモバイル網固定電話のユ

ユニバーサルサービスとしての位置づけについて、御意見、それから御質問などもありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

資料のたしか4ページぐらいのところが、モバイル網固定電話のユニバーサルサービスについての考え方をまとめていただいた部分だったと思いますけれども、第一次答申からあまり変わっていない感じになっていますが、いかがでしょうか。

ひとまずチャット欄にご記入はありませんが、必要に応じて戻りたいと思いますので、では続きまして、次のセクションに進みます。データベースとかのフローチャートをまとめていただいている役務提供確認手続のところですよ。

全体としてのフローなども御説明いただいている中で、制度面の整理のところ、10ページのところにまとめていただいているところですが、この辺りにつきまして特に御意見、それから御質問などございましたら、チャットをお願いしたいと思います。

それでは相田委員、よろしくお願いいたします。

【相田主査代理】

相田でございます。詳細の検討、どうもありがとうございました。

8ページのフロー図のところと言うんでしょうか、そもそもデータベースのほうでと言ったらいんでしょうか、これは事業者さんのほうで検討された内容ということで尊重したいと思いますけれども、あくまで10%以上のエリアでやっているかどうかというマル・バツということですので、例えば④のところで、利用者に対して誰と誰が提供していますよという返事をするときに、10%のスレッシュホールドですので、対応していない、そこでサービスしていない可能性もあるということをよくお伝えいただかないと、教えてもらったのに両方断られたとかいって利用者が怒ることも考えられますので、丁寧にやっていただきたいということと、逆に、このフローで言いますと④'のところ以降ということになるんでしょうか、最終保障事業者が他事業者の協力等を依頼しようと思って調べてみたら、実は10%未満だったけれども、そのお客さんところに提供している事業者があったというようなケースもあり得るかと思いますので、そういうことを含めて、もう少しこのフローを詳細化していただくということと、あと、将来的にということになるかと思いますけれども、先ほど言いました10%ということに関連して、同じ町字の中で大きな川が流れていて、事業者Bはその川の左岸側でサービスをしていて、事業者Cはその川の右岸側でサービスしているというケースとかいうのもあるかと思いますので、将来的にこのデータベースをい

ろいろなケースに対応しやすい形にもう少し充実していくということもお考えいただければいいのかなと思いましたので、コメントさせていただきます。

私からは以上です。

【大谷主査】

貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。御意見ということで、確かにマルとバツしか町字単位でつかないですので、それと異なる御連絡をしなければいけない場合についてのコメントとして承りました。

では続きまして、多くの方から手を挙げていただいておりますけれども、それでは高橋委員、よろしくお願いいたします。

【高橋主査代理】

高橋でございます。事務局にこれはほんの確認なんですけれども、ちょうど今お話のあった8ページのデータベースですね、このマトリクスは、十分実用的で、かつ実行可能性のある粒度でつくられるのかどうかという、そのところの保証というか担保はどうなっているのかということをお聞きしたいです。

【大谷主査】

それでは事務局にここで簡単に御回答をいただきたいと思います。岸さん、よろしくお願いいたします。

【事務局】

高橋先生、御質問ありがとうございます。実用的で、必要性が担保されているというのは、すみません、質問の趣旨をもう一回お願いしていいですか。申し訳ありません。

【高橋主査代理】

いや、粗過ぎたり細か過ぎたりして、細か過ぎて動かすのにコストがかかり過ぎるとか、やった割には効果がないとか、作成と運用のコストを考えてやったけどザルみたいになっているとか、そういうことにはなっていないですよということです。

【事務局】

まず施行が、どれだけ遅くても来年、ちょうど1年後ぐらいまでにはこの仕組みを動かし始めなきゃいけないという時間的制約が多分一番大きいと思っております、ここをつくり込んで、一からデータを収集して整備していくというほどの時間的余裕はないんじゃないのかというのは現実問題としてある、これが基本的に検討の、ある意味、出発点になっていると私は理解しております。

ですので、既存のデータの中でなるべく粒度の細かいものは何かということの検討を進めた結果、今の案ですけれども、二十二、三万の町字ごとに、全ての事業者のデータが出そろっている回線規模等報告、これをマトリクスのようにプロットして、マル・バツをつけていくということで、今、基本的にはデータの活用としてはこれぐらいしか時間的制約の中ではないだろうという方向になっております。

一方で、データの精度みたいな問題があると思っております、先ほど相田委員からの御意見もございましたけれども、100点満点の回答が示せるわけではない、これはどうしても限界があると思っておりますし、一方で、現実、役務提供ができるかどうかというのは、事業者間の議論を仄聞していた私からすると、やはり個々のお宅とかに行って本当に見てみないと、本当に最後、マル・バツを出せないんだということは現実としてあるというのが実態でございまして、100点の回答はそこまでいかないと出せないんだと思うんですけれども、その精度の問題と、あとはそこまでのデータベースをつくり上げるためにはやっぱり時間もコストもかかるので、そことのバランスをどう図っていくかということの問題で、現状は既存のデータを活用して、10%を閾値としてやってみようということで、今、議論が進んでいます。

例えば8ページの右側の米印で、閾値を10%とすることについても当然メリ・デメがありまして、今、運用開始時点は10%超でいこうじゃないかと。それで、利用者さんから見ると、10%ということは、言ってみればその町字の中で、いわば「当たる確率」が10分の1なわけございまして、それでいったけど駄目でした、いったけど駄目でしたというのがあまりに繰り返されるようであれば、それは基準値を上げるということにもなるかもしれないと。

ただ、基準値を上げると、例えば次は多分50%というのが、今あるデータをベースとするとそこになるわけですが、そうすると、半分は提供できるかもしれないけど、一旦バツで返ってくるということになって、そこでの折り合いをどうつけるのかという課題も一方

であると思います。

いろいろな複雑な方程式で全てばしっと解くというのはなかなか難しい側面のあるこの役務提供確認なんですけれども、今のところのベターソリューションとしては、今お示ししているような案じゃないかというのが事業者間会合の検討の経過であり、私ども総務省の受け止めでもあるということでございます。

お答えになっていますでしょうか。

【高橋主査代理】

できる範囲で最善を尽くしていただきたいなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【大谷主査】

貴重なコメントをいただきまして、ありがとうございました。

一次判定の段階で大体の区域内事業者の提供可否についての情報を速やかに提供できるということで、恐らく今考え得る最善の御提案なのかなと思って受け止めているところではありますが、より精度の高さを求めていくと、いろいろあるかなと思っています。

引き続き発言希望をいただいておりますので、それでは藤井委員、よろしく願いいたします。

【藤井委員】

藤井でございます。2点ほど、コメントもしくは意見のようなものがあるんですが、9ページのところで今回フローを示されているかと思えます。皆さんからも御指摘あったように、今回のフローのまま行くと、サービスを提供してもらいたいという利用者が右往左往する可能性が高いのではないかなというのがかなり気になっております。できれば、その後のところで、拒否できるというか、ユニバーサルサービスを提供しないというのにかなりハードルが設定されているので、そのところとの関係が難しいのですが、二次判定を、仮判定みたいな形で、提供できる可能性が高いところを中心にユーザーに戻してあげたほうが、ユーザーとしてはうれしいのではないかと思います。

何%提供しているという部分に関しても、10%提供のところでは、提供できないのことが90%はあるにもかかわらず、情報として提供してしまうと、ユーザーとしてはあまりい

い感じはしないのではないかと思いますので、この辺りの設定が本当にこれでいいのかというのは、しっかり考えていただけると良いかと思いました。

もう1点は11ページのところでして、今回、データベースの業務をどのように運用するかというところのお話が少し出ているかと思うのですが、このデータベースがどのくらいのサポート状態で運営されるのかによって、データベース運用の費用というのはかなり変わってくるのではないかと考えています。例えば24時間365日継続して運用しなきゃいけない、夜中でも問合せに対応しなければいけないようにすると、このデータベース自体は非常に高価なものになる可能性があるかと思います。また、メンテナンス期間とかを設定できるのかどうかであったりとか、あとは、OSのアップグレードとか、いろいろなものでこのデータベースを停止しなきゃいけない期間も出てくるのではないかと思うんですが、そのバックアップをつくるのかどうかとかによってもかなり負荷が変わってくるのではないかと思います。

その辺り、今後詰めていくところかとは思いますが、ある程度ははっきりさせないと、各事業者がどのように運用を行うのかとか、回答の期限が示されていますので、その期限に合わせて回答できるのかどうかというところが変わってくるかと思いますが、この辺りも少し検討いただけると良いかと思いました。

私からは以上でございます。

【大谷主査】

貴重な御意見をありがとうございます。今おっしゃったデータベースが止まるときというのは、もしかすると、この10ページの特段の事情がある場合に入ってきたりするのではないかなとも思ったりしたんですが、一旦、事務局から御回答いただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

藤井先生、コメント、御意見ありがとうございます。

まず1点目の仮判定みたいな仕組みができないのかということについてですけれども、この事業者間会合をリードしてくださっているのがNTT東西さんなので、もし私が変なことを言っていたら、NTT東西さんに後で言ってもらえればと思うんですけれども、今、事業者間会合で話し合われているフローの中に、リストを返したら、事業者のほうにも、この

利用者さん、この提供場所に対してあなたのところマルで返しましたよという、9ページの図でいうと真ん中ほど、提供可能事業者の情報提供、それから右に矢印が伸びている、情報提供受領という仕組み、このフローがございます。ここから先、その利用者さんと区域内事業者さんの個別のやり取りというところで、そこで10%、平たく言えば当選確率10%のやり取りをやることは非常にストレスじゃないかということだと思うんですが、利用者さんからの連絡、やり取りを待たずして、区域内事業者のほうから最終保障事業者に、ここはうちは無理ですということを先行して回答する運用というのも並行で検討されてございます。

ここはこの図には表現し切れておりませんが、藤井先生が今おっしゃったようなコメント、利用者から見た場合のそういうコメントも踏まえて、ここの運用をどのようにルールメイキングしていくのかということは、私は事業者間会合で引き続き詰めていただくべき話じゃないかなと考えてございます。これが1点目です。

2点目、データベースの実際の運用・保守ルールということにつきましても、先生がおっしゃっていただいたとおり、今後詳細を詰めていく話になると思います。メンテナンス期間を設けますということになれば、メンテナンス中の回答期間がその分潰されるということについては、大谷主査のおっしゃったような特段の事情ということで整理していくということで、制度的にもそこが支障にならないようにはしたいなと考えてございます。

以上です。

【藤井委員】

ありがとうございました。今回、区域内事業者がいる場合、1営業日以内に利用者に周知しなければいけないというルールがあるので、これが二次仮判定のようなことを行うとき、回答期日との整合性で大丈夫なのかどうかというところはまた検討いただければと思います。あまり早く回答してしまうと、二次仮判定の回答が来る前に、ユーザに提供事業者名を回答しなきゃいけないのかと思いましたので、しっかり、ユーザーの負荷が少なくなるような視点で検討いただけるとよいかと思いました。

私からは以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。本当に御指摘のとおりで、これでつながるかなと思ったら全然

駄目だということの繰り返しによって、利用者の方にとって御不満がたまらないように、事業者間協議で、より精度を高める方法、それから判定の内容がよく理解される、必ずしも接続できるということでもないことが伝わるような表現を選ぶことも必要になってくるのかなと思って聞かせていただきました。

それでは続きまして、三友構成員、よろしくお願いいたします。

【三友構成員】

ありがとうございます。三友です。私からのコメントは2点ございますけれども、今の藤井先生のコメントにかなり近いところがございます。9ページの図です。

まず1点目ですけれども、これは事業者の間でいろいろ御調整をいただいて、事業者の間での意思疎通を的確に図るために、また、ミスがないようにプロセスをつくっていくとこうなるのだろーと思います。そういう点では大変緻密ですばらしいものを御提案いただいていると思っております。

ただ他方で、ユーザーの目線から見たときに、インターフェースがどうなっているのかという点、それから利用する人、すなわち申込みする人のイメージがどのようになっているのかというのがちょっと気になるところでございました。

というのは、これは基本的にブロードバンドのない地域に住んでいる、あるいは居住しようとする人を対象にしているわけですので、ネットでの申込みを前提にすると、利用者の環境を過大評価しており、もう少し初歩的な方法での申込みが必要になってくるのではないかと思います。どうも申し込みする人の実際の環境と、このプロセスが前提とする申込者の環境とが乖離しているように思われ、実施したときのイメージがちょっとつかみにくい。対象地域はブロードバンドアクセスのないエリアですが、少なくともネットアクセスを前提としたような申込みを前提としているように思えました。

利用者そのものがそれほど情報を持っているわけでも知識を有するわけでもないということを経験するならば、何回も聞かれても、多分答えにくいと思うんですね。そのために面倒くさくなってしまって、そうすると、そこに別のビジネス、例えば申込みを代行するとか、あるいはそれに伴って手数料を取ったりとか、ときには詐欺が入り込む可能性もあるので、そういったものを排除するようなことを考えておかなきゃいけないのではないかと思います。

それに関連して、2点目ですけれども、やはりこのプロセスが、利用者を含めてうまく機

能するためには、地方の自治体の協力がないと、うまく動かないんじゃないかなと思います。特に安全な申込みから開通までのプロセスを考えたときに、全てユーザー任せにしていると、そこに先ほど申し上げたような詐欺とか別のビジネスが入り込む可能性が排除できないと思いますので、やはり信頼のける主体の協力、特に自治体を窓口にするとか、そういった協力を求めていくことが重要なのではないかなと思いました。

この点、どのように考えていらっしゃるか、これから御検討されるのかもしれませんが、お考えがもしあれば、お聞かせいただければと思います。

私からは以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。ユーザー目線で見たときについてですけれども、一旦、事務局から御回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

【事務局】

三友先生、御意見ありがとうございます。

最初のユーザーが使うツールのイメージですけれども、今も8ページの図なんかを見ると、Web受付or電話受付と書かれて、これが事業者間会合でまさに話し合われている絵なわけでございます。基本的には音声、それから携帯電話、あるいはどこかに行ってWebを使う、このイメージで今想定されているところでありますが、先生がおっしゃったように、よりアナログな手段というのもある程度想定した場合にどうなるのか、これは考えておかなきゃいけない課題の一つとして受け止めたいと思います。

それから2点目、自治体さんを鍵にしてやっていかないと、変なビジネスが入り込むリスクというのも助長しちゃうんじゃないか、こういった趣旨の御指摘だと思います。これとは全く別ですけれども、例えばメタルの固定電話を移行するというのをこれからNTT東西さん、本格的に始められる取組の中でも、似たような御指摘をいただいているものがございます。つまり、詐欺みたいな人たちが入ってくる可能性があって、その人たちに利用者さんがだまされないように、ある程度クレディビリティのある存在が必要じゃないか。これも、何かしら制度が変わる節目での一つの対策として、重要な御示唆をいただいたと思っていますので、それはそれで検討していかなくちゃいけない課題の一つとして受け止めたいと考えてございます。

以上です。

【三友構成員】

どうもありがとうございました。ぜひ御検討いただければと思います。恐らく長田先生はもっと厳しい御意見だと思いますけれど、あとは長田先生にお任せいたします。

【大谷主査】

ありがとうございます。自治体のほうで窓口になっていただけるとしますと、少し精度の高いカバーエリアなどの地図とかをお示ししていただけたらいいかなと思いますし、さらに検討が進むことを期待したいと思います。

それでは、お待たせいたしました、長田委員、よろしくお願いいたします。

【長田専門委員】

ありがとうございます。長田です。三友先生がおっしゃったことと同じことを申し上げたいなと思っていました。そして、利用者がまず初めに自主的に行動を起こすためには、よほどの、こういうふうに仕組みが変わっていくんだという情報を、どうやって、誰が提供してくれるのかというところから、まずきちんと強いイメージを持ってこの計画を立てていっていただきたいなと思っています。

私のところにも、総務省ですという電話が家電にかかってくる場合がございます、そういう詐欺の電話が本当にあるんですね。なので、こういう仕組みが動こうとしているということになればなるほど、そういう悪意の人たちというのはすぐに狙いを定めて動き出すと思いますので、こういうふうに仕組みが変わっていくんだということをどういうふうに説明しているのかというところがまず一つ大切だと思いますけれども、三友先生御指摘のように、やはりそういうためには、自治体の協力がとても大切だと思います。

地デジ化のときでも、最初はテレビや何かでわーっと広告していたけれども、最後はそれぞれの役所の受付の前に地デジの受付のテーブルが出るというぐらいにまで、やっぱり混乱した方たちが大勢いらったので、それが現実だと思いますので、そういうことも含めて、もう総務省においても様々な経験をされてきているわけですので、そこはそれを生かして、利用者目線でもう一度ぜひ見直しをしていただきたいなと強く思っています。

そして、誰を信用すればいいのかというのを明確にしておかないと、本当にたくさんの

怪しい事業者の人たちからの働きかけもあるでしょうし、例えばNTT東西の名を名のるかのようなしゃべり方をして電話をかけてくる人たちもまたいるわけで、そういう人たちに惑わされることのないような形で、上手にこの仕組みが動いていくということをぜひ頑張っていたきたいなと思っておりますので、まずはとにかく自治体の皆さんをぜひ巻き込んで、きちんと協力していただいて、安心できる仕組みづくりを改めて検討していただきたいと強く御要望したいと思います。

以上です。

【大谷主査】

長田委員からの厳しいコメントというか、大変貴重なコメントをいただいたと思いますので、ぜひさらなる検討の参考にしていただければと思います。

では続きまして、発言希望をいただいている砂田委員、よろしくお願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。既に藤井先生、三友先生、長田先生がおっしゃったことと私も全く同じでして、例えば資料の８ページを見ますと、提供可能な事業者のところに、最終保障の事業者が入っていない町字ＣとかＤでは、マルがついている事業者ＢとかＣに利用者は申込みをしなければいけません。もしこれらの事業者に立て続けに断られたら、最初はバツになっていた最終保障事業者が対応することになるわけで、利用者にとっては本当に分かりづらい運用になるんじゃないかなと思います。ですので、できれば、藤井先生がおっしゃったように、提供できる確率が高い事業者を初めからお伝えするのがいいのではないかというのが私の意見です。

今までも自治体の協力というお話が出ていましたけれども、運用開始後だけでなく、その前に総務省と事業者間協議の中でこれから細かい点を詰めていくんだと思うんですが、その段階でも利用者代表として自治体の方とかに入っていて、利用者の意見が直接届く方法を取ったらいんじゃないかと思いました。

また、正式な運用開始前に、試験的に、自治体から御紹介いただくなどで住民の方に実際手続きをしてみteいただくといったパイロットプロジェクト的なことをしてはいかがでしょうか。どなたかもおっしゃっていましたが、利用者は新しい制度についてよく分からない場合が多いので、利用者が手続きのどこでつまづいたとか、何が不便だった、何が

困ったかというのを洗い出した上で、もう一度運用方法を見直すというプロセスを入れていただくといいのかなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

【大谷主査】

貴重な御意見をありがとうございます。パイロット事業のような形で見直すことができる仕組みということですね。ユーザー目線で見ると改めて気が付くこともとても多いと思いますので、大変貴重な御意見だと思います。

それでは続きまして、岡田委員、よろしくお願いいたします。

【岡田委員】

成城大学の岡田です。今までの御発言ともオーバーラップする論点ではあるんですが、8ページ、今ちょうど出ていますけども、この仕組みがきちんと運用されるためには、そもそも役務提供確認データベースがしっかり精度の高いものとして管理されていくことが必要だと思うんですが、このページにあるように、定期更新・登録が年1回と書かれていて、随時更新・登録は任意となっています。

このデータベースの管理は、総務省さんが一次的に情報収集されて、支援機関が管理運用するという、ある種、閉鎖系のデータベースで、広くAPIを開放するようなものでもありませんし、こういうタイプのデータベースの維持管理、また、アカウントビリティをしっかりと確保していくための仕組みという点で、今ここに書かれている年1回の更新・登録でいいのかということです。

随時更新・登録は任意とあるんですが、ユーザーの側に立つと、1年前の情報でバツだから提供できませんというのは、あまり好ましい状況ではないと思います。

ですので、理想を言えば、随時、最新の情報に更新されていくことが促されるような仕組みがあったほうがいいのではないかと。とりわけモバ固のように、今後これがユニバとして認められていく状況では、恐らく提供エリアの情報などもかなり流動的になっていくのではないかと考えられます。

10%のスレッシュホールドは、将来変更する可能性もあるようなお話もありましたけども、そうすると、やはりこの辺り、精度の高い情報を経時的に維持管理していく仕組みをどうやって担保していくのかということが気になります。9ページのフローで最初に役務提供

データベースの可否確認がされるわけですが、この回答がこの後のフローに非常に大きく影響するわけで、やはり最初のデータの精度が十分信頼の置けるものであることが担保されることが非常に大事なと思います。

この辺り、今後詰める話ではあるかと思いますが、年1回更新・登録される情報を総務省が受け取って、それを支援機関に提供して、データベースがアップグレードされていくという形で本当に十分なのか。また、そのための管理コストの御指摘もほかの委員からありましたけども、こういうデータベース、私も専門家ではないので十分に分かっているわけではないんですが、いろいろな町字や事業者の基本情報が変更されることもあるでしょうし、そういったデータベースの維持管理というのは結構コストのかかることではないかと想定されますので、その辺りの更新・登録の仕組みですね、コストとにらみ合わせての検討になるかとは思いますが、事業者から最新の情報を適宜に提供してもらい、最新の情報に基づいてこのフローの判断が行われる仕組みをどうやって担保していくのかといったことについて、まだ今後の検討課題の要素もいろいろあるかと思いますが、やはり十分考慮していただければと希望します。

私からは以上です。

【大谷主査】

貴重な御指摘をありがとうございます。年に1回ということだと、バツのままで、せっかくマルにしたのに区域内事業者として認識されないということは、サービスの提供機会を失うということにもなりますので、恐らく更新したいというインセンティブはあるのかなという気がいたしますし、また、休廃止されてしまった事業者というのは、やっぱり速やかに情報を更新しておく必要があると思いますので、データベースの信頼性を確保するための更新方法などについて、今後、より詰めて議論していただくべきポイントだと私のほうでも感じた次第です。

では続きまして、鎌田委員からも御発言をお願いいたします。

【鎌田専門委員】

鎌田です。御説明ありがとうございました。既に先生方から御指摘は出ているんですけども、やはり私も、利用者がやる役割というのは非常に複雑かつ多いと思いました。利用者の人が、なぜ自分がこれをしなければいけないのかということをきちんと理解しない

と、いろいろなことをやらされた挙句に誰も提供してくれないじゃないかみたいな話になってしまうと、せっかくつくったところがうまく伝わらないというのは、問題ではないかなと思いました。

先ほど砂田先生がおっしゃったと思うんですけれども、やはり一旦、利用者の立場の人たちに見ていただいて、それらが問題なく遂行できるのかどうかというところも確認するというのは重要なかなと思います。

こちらで議論して、分かっている人たちにとっては当たり前の言葉遣いが、やはり利用者の立場で初めて聞く人たちにとっては別な意味で取られてしまうこととか分からないとかということは多々あると思いますので、そういったことを慎重にされるのがよろしいかなと思います。

以上、コメントです。ありがとうございます。

【大谷主査】

コメントありがとうございました。やはり利用者目線で考えていくと、いろいろ課題も見えてくるということかと思います。

それでは関口主査、よろしくお願いいたします。

【関口主査】

関口でございます。先生方のコメントを拝聴しておりまして、先生方の御懸念というのは随分もっともだなと思うところが多かったです。特に、Web受付が、携帯を通じてということはあるかもしれないけれども、ブロードバンドが使えていない方たちにとってWebの利用は、それなりにハードルが高く、電話受付のほうが件数としては多くなるかなという気がいたしました。

ちょっと気になっていたのは、データベースをどの頻度で更新するかということについてであります。ここは少し実態を、サンプル調査でも結構なので、調査いただくことがよろしいかと思うんですけれども、少なくとも事業者の参入や撤退に関しては周知期間がございますので、その期間を考慮するならば、例えば1年以内にすぐぱっとやめてしまうということはないと思うんですね、そうしますと、事業者が判断した参入もしくは撤退の情報が更新されるというのは、データベースへの反映というのは年1回でも足りるような気がいたしました。ここは実態をもう少し御紹介いただいた上で判断すればいいと思いま

すけれども。

特にモバ固の変動等についても御懸念があり、多分参入・退出は、ブロードバンドそのものよりはモバイル網のほうが容易にできることだと思いますが、それにしても周知期間は一定期間確保しないといけないはずなので、そこら辺との兼ね合いで更新期間については詰めていただければ結構だと思います。

以上でございます。

【大谷主査】

貴重なコメントをありがとうございました。いずれにしても、利用者にお伝えする基となるデータというのは、信頼性の高いものとして更新がなされるという必要性については、恐らくこのメンバー間の共通認識ではないかと思います。

皆様からたくさんの御意見をいただきましたけれども、基本的な考え方としては、役務提供確認についてのデータベースで、それを構築して、そこに情報をしっかり反映させて、その情報をベースとして、利用者の方に対して、より正確で精度の高い情報を提供すると。そのこと自体についてはあまり御異議なかったと思います。

データベースなしで、総務省から個別に情報を引き出す方法や、その地域だけで情報連携をしようとかそういうことではなく、全国的に統一された役務提供確認データベースを作成し、そこに情報を集約しておく。そのこと自体については恐らくここで御了承が得られて、それを利用者の方にどう利用していただくか、あるいはその情報を基にしてどのようにお伝えするのが利用者目線で望まれるのかといったことについては、非常に数多くの示唆に富んだ御意見を頂戴できたと思っております。

それでは、一通り皆様に御発言をいただいたのですけれども、もう一つパートが残っておりまして、ガイドラインのところについて、一次答申の時点で相当議論したことを踏まえて整理していただいているんですが、この点についても御意見・御質問などがありましたら承りたいと思います。御発言希望はまたチャット欄にお願いいたします。いかがでしょうか。

ガイドラインのところについては特に御発言がないようですので、全体を通して、最初、モバイル網固定電話のところですね、ここと、数多くの御意見を頂戴した第2部というところと、それから全体を通して御意見、御発言がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局に確認しますが、私のほうでは発言希望が拝見できていないんですけれども、16時25分の関口主査の投稿以降は特に入っていないということで大丈夫でしょうか。

【事務局】

事務局でございます。御認識のとおりかと思います。

【大谷主査】

ありがとうございます。

そうしますと、かなり時間を取って議論ができたと思いますけれども、ガイドラインに記載する内容についても、事務局でもかなり力を入れて資料を用意していただいておりますので、この場で御発言がなかったとしても、仔細に目を通していただいて、ここの部分はこうしたほうがいいのではないかという御意見であるとか御質問がありましたら、事務局にメールでお寄せいただきまして、ぜひ御意見として残させていただければと思います。

また、役務提供確認のところも、特にフローのところを中心に御意見をいただいておりますけれども、それ以外の点についても、特に利用者目線で気づかれたことなどがございましたら、それからデータベースの運用等についても気づかれた点がありましたら、それも含めて、やはりメールで、後日で結構ですので御意見を寄せていただければと思います。

それでは、今日は幾つもの論点について検討を進めてきましたが、御意見が一巡したということで、全体の締めくくりに入らせていただければと思います。

それでは、これまでの意見交換の中で、まず、今回、検討事項の中で、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化につきまして幾つか整理していただいた制度上の姿、こちらについては皆様からの御承認をいただけたものと理解しておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【大谷主査】

ありがとうございます。御異議がないということですので、事務局におかれましては、本日の検討資料のところに書いていただいたモバ固のユニバーサルサービス化について、

早期の実現に向けた制度整備を早急に行っていただくようお願いいたします。

皆様、異議ございませんのコメントもありがとうございます。

続きまして、2つ目の役務提供確認のところについては、役務提供確認の結果を利用者により分かりやすく、また、利用者としてなぜこれを今しなければいけないのかは分かりやすく伝えるということが皆様からいただいている課題ですし、それからデータベースをどのように運用していくかということについては、少し先行して確認の機会を持ったほうがよいのではないかと。パイロットというような言い方もありましたけれども、そういった御示唆も含めて、さらに詳しく御検討を進めていただくこととしたいと思いますが、データベースの構築そのもの、それから運用コストの負担ということですね、これは事業者の皆様で既に御検討いただいているとおり、支援機関の附帯業務として、交付金の交付対象として取り組んでいただくという方向でさらに検討・整理を進めていただくことにしたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【大谷主査】

ありがとうございます。異議ないということでコメントをいただいております。

それでは、役務提供確認に係るデータベースの構築・運用コストにつきまして、支援機関の附帯業務として、交付金の交付対象に含めると。この方向で検討・整理を進めていただく。そして、今日いろいろ御提言いただいたこと、それから御指摘いただいたことについても、ぜひ引き続き事業者間の検討の中でも取り上げていただき、特にユーザーの方がお困りにならないように検討・整理を進めていくということで、また事務局にも御支援をお願いしたいと思います。

そして先ほど申し上げましたように、資料を御覧いただいて、ガイドラインのところも含めまして御意見や御質問などございましたら、事務局にメールでお寄せいただきたいと思います。

それでは最後に、次回の会合の日程などにつきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

次回会合の日程につきましては、後日、事務局より御連絡さしあげます。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第52回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第9回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ合同会合を終了いたします。

本日も大変闊達な御意見、御検討ができたことに感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上